

一体何が

〒29

2008.6.8 JR東海労東二運分会

思い通りにいかず心残り 残念なのか ハッキリしろ シュプレヒコール裁判の和解について

和 解 条 項

- 1 控訴人・附帯被控訴人（以下単に「控訴人」という。）
らは、被控訴人（以下単に「被控訴人」という。）に対
し、控訴人らが作成、掲示した機関紙等の表現に適切さ
を欠く点があり、本件提訴に至ったことにつき、遺憾の
意を表す。控訴人らは、今後このような事態を生じさ
せないよう努めるものとする。
- 2 被控訴人は、請求を放棄する。
- 3 第1審及び第2審の訴訟費用は、各自の負担とする。
以 上

これが、5月16日に確認された和解条項の全文

控訴人とは、東海ユニオン代表水嶋敏行、分会代表田中康彦らのことだ。被控訴人とはもちろん、わたしたち東海労のことだ。

控訴人を東海ユニオンと置き換え、被控訴人を東海労と置き換えて読むと「遺憾の意」とは何かハッキリと分かる。明らかに、東海ユニオンの機関紙等の表現に適切さを欠く点があり、提訴されたことは遺憾＝「残念」である。したがって今後、東海ユニオンは、提訴されないように努める、と理解するのが普通の読み方だ。

わたしたち東海労の申し入れに対して「東海ユニオンは回答し、回答書を公表した。しかし回答書は、相変わらずの勝手解釈と開きなおりを繰り返すもので、謝罪はしていないし、その意志もないことをあらためて文書で示したことになる。

回答書では、1項は法律的效果はないが、2項にのみ法律的效果がある。したがって、「結論的に言えば、貴組合の主張は全て引込まれ、当組合の言い分が認められた」「これを評して、当組合の『全面勝利的和解』と表現」、となるのだそうだ。しかし、続けて「本件和解条項が、全体的に見れば、当組合の全面的勝利に近い内容」、とも言っている。一体どちらが正当なのかハッキリしてくれ。

どうあれ、1審で敗れた被告が和解で全面勝利することなどあり得ない。いずれにしても、「全面勝利的」ということは、一部は勝利していないことになるのか。だったら、「全面勝利的」でないところを明らかにしろ。しかし、「本件提訴に至ったこと」、では言い訳にもならないことはハッキリしている。

田中分会長さん！ 本部はだめ、代わってあなたが謝りなさい